



藤原 浩昭 (ふじわら ひろあき)
昭和37年生まれ。61年3月、慶応義塾大学経済学部卒業。同年4月、外務省入省。平成12年4月、在オーストラリア日本国大使館一等書記官。14年、在ベトナム日本国大使館一等書記官、16年、在ベルギー日本国大使館参事官、21年7月、外務省領事局外国人課長。26年9月、在南アフリカ日本国大使館公使、28年7月、在ベルギー日本国大使館公使。29年2月より現職。

——例えば、プロ野球選手とコンビニのアルバイト店員の違いなど、日本で働く外国の方々の働き方の違いがよくわかりません。

藤原 日本に入学・在留する外国人の在留資格は、活動内容で分ける活動資格と身分・地位で分ける居住資格に大別できます。活動資格は働くことのできる就労資格と非就労資格に分かれます。外国人プロ野球選手の場合は就労資格の「興行」の在留資格で、コンビニ

二店員は非就労資格の「留学」の在留資格で日本に在留する日本語学校生や大学生が代表的です。居住資格には在留活動の制限のない永住者、日本人配偶者などの在留資格があります。ではなぜ、非就労資格なのに留學生がコンビニでアルバイトができるのかというと、資格外活動の許可を取得すれば「一週間二八時間以内の収入を伴う事業を運営する活動または報酬を受ける活動」という条件下で就労が

改正入管法が四月一日からスタートする。国会審議ではさまざまな危惧や課題が指摘されたが、国会の採択から短期間での実施となり関係機関では急ピッチで準備が進む。名古屋出入国在留管理局へと看板も変わる名古屋入国管理局の藤原浩昭局長も大忙し。その心は急増する外国人との「共生社会の実現」という。

(聞き手は塚本隆中部財界フォーラム社長)

許可されているためなのです。

——四月一日スタートの改正入管法は、国会でも議論が大いになされました。

藤原 改正のポイントは、在留資格に「特定技能」が新たに盛り込まれたことです。これは人材不足の解消を目的に、新たな外国人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識または経験を必要とする技能を有する業務に従事する在留資格です。四月一日から申請受付を開始、入管としても各県と協力して説明会を開いています。愛知県では二月十八日に「新たな外国人材の受入れにかかる制度説明会」を二回開きました。同二十二日には愛知県との共同事務局として「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」を開催し、関係機関との相互連携を図る体制の充実に努めています。

このほか、法務省入国管理局は出入国在留管理庁として法務省の外局となり、仕事の内容としては「外国人の在留の管理」が明記されるとともに「内閣の重要政策に関する事務を助けること」が加わりました。これは外交人材の受入れ・共生のための対策について総合調整することなどです。そして、名古屋入国管理局は名古屋出入国在留管理局となります。

——この改正によって、名古屋入管の管内ではどのような変化が起き、どのような対応を検討されているのでしょうか。

藤原 今回新たに設けられた在留資格「特定技能一号」の申請には、原則として技能試験の合格証明書と日本語能力試験の合格証明書の提出が必要となります。技能試験の実施予定は四月からの制度導入に向け各所管省庁において鋭